

NOKグループグリーン調達ガイドライン



2016年 10月 1日 (Rev.No.3.1)

2010年 11月 29日 (初版発行)

NOK株式会社

目次

1. はじめに
2. 基本理念、経営理念、経営方針、環境保全基本方針 について
3. 環境マネジメントに関する、お取引先様へのお願い
 - (1)「環境マネジメントシステム」の構築
 - (2)納入頂く原材料・部品などの環境負荷物質管理
 - (3)お取引先様製造工程の環境負荷物質管理について
 - a. NOK グループ環境負荷物質一覧の禁止物質の非含有保証
 - b. RoHS 指令物質の分析データ提出とエビデンス保管について
 - c. 環境負荷物質管理体制構築について
 - d. NOKへの連絡
 - (4)お取引先様の事業活動に関わる環境活動について
 - a. 環境保全活動の実施
 - b. 環境に関する法令遵守
4. ガイドラインの取扱いについて
5. 個人情報の取扱いについて
6. 用語集
7. 改訂履歴

<関係資料>

- 付属書-1 NOKグループ環境負荷物質一覧と解説
- 付属書-2 適用範囲一覧表
- 様式-1 NOK グループグリーン調達に関する協力合意書(Rev.3.1)
- 様式-2 非含有保証書(Rev.3)
- 様式-3 環境負荷物質の管理体制チェックシート(Rev.3)

1. はじめに

地球環境問題は年々多様化していますが、化石燃料の大量消費による地球温暖化問題、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会がもたらす廃棄物問題、そして VOC(揮発性有機化合物)をはじめとする環境負荷物質問題は、私たち企業の活動とも密接に関わりあっています。

当社は、合成ゴムや樹脂などの高分子材料を用いた自動車部品などの工業用部品を中心に生産活動を行っていますが、これらの活動においては、製品の製造工程で使用している環境負荷物質の管理、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減等の取組を推進しています。

こういった取り組みにより、地球環境の保全、循環型社会の構築に貢献することは、企業の社会的責任であり、着実に実施して行くこととしております。

さて、近年の当社を取り巻く情勢を見てみますと、電子電機関連のお客様から欧州RoHS規制に関連して環境負荷物質の管理を強く求められていますし、自動車関連のお客様からもELV規制に関連して同様の管理を求められております。REACH 規制や改正 PRTR 法を背景として、お客様からの環境負荷物質の管理に関する要求は一層厳しさを増しています。

また、2008年6月に施行された生物多様性基本法では、サプライチェーンが連携し、事業活動の生物多様性への影響を低減する取り組みが求められており、今後の動向が注目されます。

このような情勢の中、当社は環境負荷物質の管理を重要な品質管理と位置付け、取り組みを進めています。特に、購買及び製造工程における管理体制を徹底し、鉛化合物の使用量削減、六価クロム品目などの削減については重点的に取り組んできました。

当社が事業活動を行うには、お取引先様から納入して頂く原材料、部品、副資材等を使用しなければなりません。このため、当社が環境負荷物質の削減に係る企業の社会的責任を果たし、加えて、お客様からの要求に応えるためには、お取引先様からもご協力頂くことが必要不可欠です。

今日の環境負荷物質の問題は、地球温暖化の問題、エネルギー問題と同様に地球規模の問題であり、私たち企業においても相互に協力し、これらの問題に取り組むことが、それぞれの企業の社会的責任を果たす上でも重要であると考えています。

こうした考え方にに基づき、環境負荷物質の管理及びサプライチェーン全体における非含有保証体制を構築するための取り組みの一環として、今般「NOKグループグリーン調達ガイドライン」を改訂しました。お取引先様におかれましては、弊社の理念、ならびに今回の改訂の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく取り組みへのご協力をお願い致します。

執行役員 調達本部 本部長

山崎 幸夫

2. 基本理念、経営理念、経営方針、環境保全基本方針 について

基本理念

NOK株式会社は、NOK精神に基づく経営理念のもと、単に公正な競争を通じた付加価値創出により経済社会の発展を担うだけでなく、すべての利害関係者、いわゆるステークホルダーに誇りをもってもらい、ともに夢を追い続けることのできる経営を次の経営方針で推進し、広く社会にとって有用な存在であることをめざします。

その実現のために、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任をはたしていきます。

経営理念

1. 愛情と信頼に基づく人間尊重経営
2. 派閥の無い強固な団結による風通しのよい経営
3. 超常識の努力を惜しまない逆境に強い経営
4. 常に夢を求める経営計画

経営方針

1. 経営資源を重点分野に集中させ、より強く、より独自性に富んだ部品メーカーになること
2. 経営第一線から製造現場まで、コスト削減を徹底し、収益体質をより強固なものとする
3. 品質向上のための研究を重ね、技術に裏打ちされた独自性のある、かつ社会に有用な商品を世界中で生産・販売すること

「ステークホルダーすべてが誇りを持てる企業」を目指して



環境保全基本方針

企業が社会の一員であることを前提に、事業の活動・製品及びサービスが広く地球規模での環境影響に関わりを持つことを全社員が認識し、持続的な発展が可能な社会の実現に貢献すべく会社の環境保全基本方針を定め、次世代以降も視野に入れた環境保全管理に努める。

1. 従来の固有技術を踏まえ、環境保全に配慮した技術の向上・製品の開発を推進し、環境負荷の低減に努める。
2. 地球温暖化防止を図る為、省エネルギーを推進し、循環型社会に対応して資源の再使用と再利用及び廃棄物の削減を推進する。
3. 環境負荷の低減においては、目的・目標を設定し、取引先を含む関係各社とも協力して継続的な改善を図り、地球環境の保全、汚染の防止に努める。
4. 関連する法規制、地方自治体条例、地域協定等を順守し、環境保全活動を推進する。
5. 業界や取引先の自主規制を順守し、ステークホルダーの環境への要求事項に対して積極的に取り組む。
6. 環境保全活動や社会貢献に関する情報を開示し、地域・社会とのコミュニケーションを図る。
7. 良き企業市民として全社員が地球環境保全の重要性を認識し、地球環境への意識高揚を図る。

制定 2001 年 9 月 17 日

改定 2007 年 9 月 1 日

NOK株式会社 代表取締役 会長兼社長
NOK中央環境保全委員会委員長

鶴 正 登

3. 環境マネジメントに関する、お取引先様へのお願い

(1) 「環境マネジメントシステム」の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に実施し、持続的改善に取り組んでおります。原材料・部品・副資材(弊社製品の一部を構成するもの)と梱包・包装資材を納入して頂いている、お取引先様においても、環境保全活動の継続的改善が実施されるよう体制の構築をお願い致します。

そのためとして、基本的には『ISO14001』又は『エコアクション 21』の外部認証取得(取得されている場合は継続)、またはそれに準じた管理をお願い致します。なお別途、お取引先様の取得状況を確認させて頂く予定です。

(2) 納入頂く原材料・部品などの環境負荷物質管理

弊社は、国内外の法規制に伴い、環境負荷物質のリスク管理の徹底を実施しております。

法規制には、生産及び使用禁止の環境負荷物質が規定されています。また、法規制等の背景から、お客様から使用禁止のご要求があります。この事より、弊社製品を構成する原材料・部品・副資材(弊社製品の一部を構成するもの)と梱包・包装資材を納入頂く、お取引先様には、関連法令とNOKが提示する標準類などに基づいた仕入品の納入と、使用実績報告(使用・含有有無)の対応をお願い致します。

【NOKグループグリーン調達ガイドラインでの要請内容】

要請内容	「環境マネジメントシステム」の構築	『ISO14001』、『エコアクション 21』の外部認証取得、またはそれに準じた管理
	お取引先様の環境負荷物質管理	環境負荷物質管理体制構築
		原材料・部品などの環境負荷物質情報の提供
		弊社依頼時における RoHS 6 物質分析結果エビデンスの提供
		NOKグループ環境負荷物質一覧の禁止物質の非含有保証
		NOKグループ環境負荷物質一覧の申告物質の管理
	お取引先様の事業活動	環境関連法令の遵守
		環境保全活動の実施
	お取引先様弊社物流時の CO2 など	弊社に納入頂く原材料など、物流に関わる CO2 排出量低減
弊社に納入頂く原材料など、梱包・包装資材の低減		

【対象品および提出時期の定義】

	用語	定義
対象品	原材料(物質)	化学元素および自然の状態において、または何らかの製造プロセスによって得られたそれらの化合物。 (例：ゴム/樹脂ポリマー、加硫剤や老化防止剤などのゴム配合物、溶剤など)
	調剤	2つ以上の物質からなる混合物または溶液。(例：グリース、接着剤など)
	成形品	生産の間に、その化学組成よりも大きくその機能を決定する特定の形状、表面またはデザインを付与された物体。(例：金具、スプリングなど)
	副資材	弊社製品の一部を構成するペイント、マーカー、ラベルや、弊社設備に使用するオイル、グリースなど。
	梱包・包装資材	弊社へ納入する梱包・包装資材、および、お取引品を輸送する際に使用する梱包・包装資材。
提出時期	G 発行(改訂)	NOK グループグリーン調達ガイドラインの発行(改訂)時。
	新規取引	弊社と取引基本契約を取り交わし、初めてお取引品を納入する時。
	新規品	弊社へ新たなお取引品を納入する時。
	工程変更	弊社へ納入するお取引品の製造工程変更時、または、設計変更時に環境負荷物質含有の可能性が発生した時。

【弊社に提出頂く書類および提出時期】

提出書類		対象品				提出時期				
		原材料 調剤	成形 品	副資 材	梱包・ 包装 資材	G 発行	G 改訂	新規 取引	新規 品	工程 変更
様式No.	様式名称									
様式-1	NOKグループグリーン調達に関する協力合意書	○	○	○	○	○	○	○	—	—
—	SDS(最新版)*4)	○	—	*6)○	*6)○					
—	JAMP MSDSplus*5)	*1)○	—	*3)○	*3)○	○	○	○	○	—
—	JAMP AIS*5)	—	*2)○	*3)○	*3)○					
様式-2	非含有保証書	○	*2)○	○	○	○	○	○	○	○
様式-3	環境負荷物質の管理体制 チェックシート	○	○	○	—	○	—	○	—	—
—	移動量把握物質含有有無	○	—	*6)○	*6)○	弊社依頼時				

注記) MSDSplus および AIS の提出ができない場合は弊社調達窓口まで連絡ください。

*1): 納入時にミルシートを提出していただいている金属材料(鋼板)については不要です。

*2): 弊社が、お取引先様に使用する原材料・副資材・製造工程等を指定し生産委託した成形品については不要です。

*3): 納入形態により異なります。調剤(化学品)であれば MSDSplus、成形品であれば AIS を提出ください。

*4): 可能な限り(2017年以降は必ず)JIS Z7253 に準じた書式で最新版を提出ください。

*5): 作成フォーマットは、JAMP のホームページより入手が可能です。

*6): その形態が原材料や調剤といった化学品等で SDS 提出対象であれば対応をお願い致します。

(3) お取引先様製造工程の環境負荷物質管理について

a. NOKグループ環境負荷物質一覧の禁止物質の非含有保証

- (a) NOKグループ環境負荷物質一覧(付属書-1)に、禁止・申告の管理区分を規定しています。納入頂く「お取引品」に、禁止物質が含有しない「お取引品」の納入をお願い致します。
但し、弊社がお取引先様に対し禁止物質の使用・含有を認めた「お取引品」は、対象外と致します。
- (b) 禁止物質のうち、特に、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE(臭素数1~9)、デカBDE、アスベスト、HBCD、PFOSの10物質においては、特別管理物質として、分析試験またはサプライチェーンをさかのぼった含有有無確認(不使用保証書の入手と管理)を実施し、弊社依頼時には該当資料の提出をお願い致します。
- (c) 禁止物質の含有有無情報は、非含有保証書又はAIS/MSDSplusで確認させていただきます。

b. RoHS 指令物質の分析データ提出とエビデンス保管について

弊社では、お客様に初品を納入する際、分析データを提出する場合があります。

欧州指令(ELV、RoHS)の規制物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)に関して、非含有であることを明確にするため、分析試験に基づく分析結果の提出を依頼した場合は、ご対応をお願い致します。

尚、分析試験のエビデンスは御社で保管頂き、弊社から要請があれば提出をお願い致します。

c. 環境負荷物質管理体制構築について

お取引先様におかれましては、弊社に納入頂くお取引品等のなかに環境負荷物質(管理区分:禁止)が含有しないよう、必要な管理体制の構築をお願い致します。

管理体制確認のため、自主点検を実施頂き、不備な項目については改善をお願い致します。

また、お取引先様の「環境負荷物質管理体制構築」の実態を確認させて頂く目的で、お取引様の了解のうえ弊社による監査を適宜実施させていただきます。

d. NOKへの連絡

- (a) サプライチェーンを通じて、設計変更、工程変更等が発生する場合は、事前に情報提供をお願い致します。
- (b) NOKグループに納入される物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制及びその他適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置を取ることを命じられた場合、または罰則を科せられた場合は、速やかに連絡をお願い致します。
- (c) NOKグループへの納入品の中には「各物質群に対するNOKの管理区分」(付属書-1 P3 表-1)で定める使用禁止物質を閾値以上含有しない管理をお願いしていますが、万が一その納入品について禁止物質の含有が判明した場合は速やかに連絡をお願い致します。
- (d) 環境負荷物質調査で非含有と回答した納入品については、当該化学物質を含有しないよう管理をお願い致します。含有することが判明した場合は速やかに連絡をお願い致します。

(4) お取引先様の事業活動に関わる環境活動について

弊社は、VOC 排出量の削減、CO₂ 排出量の削減など、環境に関する目標を持ち、推進しております。お取引先様におかれましても、事業活動に関わる環境保全活動を、積極的にお願い致します。

a. 環境保全活動の実施

お取引先様の事業活動に関わる、環境保全活動の取り組みをお願い致します。

【お願いしたい環境取り組み事項】

- (a) VOC 排出量の削減
- (b) PRTR 対象物質の排出量の削減
- (c) CO₂ 排出量の削減
- (d) 廃棄物(最終埋め立て)発生量の削減
- (e) 水使用量の低減と排水の管理、有効利用
- (f) 資源循環の推進
- (g) 枯渇資源の使用量削減
- (h) 生物多様性への配慮
- (i) 化学物質の管理

b. 環境に関する法令遵守

お取引先様の事業活動に関わる、環境に関連する国内法令の遵守をお願い致します。

4. ガイドラインの取扱いについて

お取引先様に対するガイドラインの取扱いは以下のとおりです。

- (1) 新規のお取引先様には、取引が開始される際、本ガイドラインを弊社所管部署より連絡致します。
- (2) NOK グループ会社より、その他個別に提出書類の要請があった場合は、そちらへの対応も宜しくお願い致します。
- (3) 本ガイドラインは、改訂都度、対象お取引先様へ弊社所管部署より連絡致します。

5. 個人情報の取扱いについて

ご記入頂いた、お取引先様の個人情報は、グリーン調達関連事項のみに使用させていただきます。

6. 用語集

- (1) 欧州 ELV 指令（欧州廃車指令、End of Life Vehicle）
欧州で制定されている自動車のリサイクルおよび重金属 4 物質（鉛、カドミウム、水銀、6 価クロム）の使用を制限した指令。
- (2) GADSL（Global Automotive Declarable Substance List）
グローバルで標準化された（自動車部品の）管理化学物質リスト。
- (3) 欧州 RoHS 指令（欧州特定有害物質使用制限指令、Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment）
欧州で制定されている重金属 4 物質（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）と特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の使用を制限した指令。
- (4) 欧州 REACH 規則（Registration, Evaluation and Authorization and Restriction of Chemicals）
欧州の化学物質に関する登録、評価、認可および制限に関する規則。
- (5) IEC62474
電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション（構成材料／含有物質の情報伝達）。日本では国内組織：国内 VT62474 が意見集約と情報発信を行っている。
尚、JGPSSI（日本グリーン調達調査共通化審議会）は 2012 年 5 月をもって発展的に解消し、その活動の多くを IEC/TC111 の国内組織（国内 VT62474）に移行した。
※IEC とは・・・電気・電子技術及び関連技術に関する国際規格を開発し、発行する国際機関。
※TC111 とは・・・IEC の専門委員会の一つ。
- (6) JAMP（Joint Article Management Promotion-consortium）
アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的に発足した団体。
- (7) JAMP-AIS、JAMP-MSDSplus
JAMP が推奨する製品含有化学物質を伝達するための基本的な情報シート。
JAMP-AIS は成形品の質量、部位材質、管理対象法規の該当する物質の含有有無・物質名・成形品あたりの濃度などの情報を記載・伝達するために使用され、JAMP-MSDSplus は原材料・混合物、調剤の化学物質情報を伝達する際に使用される。
JAMP AIS/MSDSplus は、以下の URL よりフォーマットをダウンロードすることで使用できるが、必ず最新版をダウンロードする必要がある。
JAMP アーティクルマネジメント推進協議会ホームページ：<http://www.jamp-info.com/>

(8) ISO14001

ISO14001とはISOが1996年に制定した規格で、組織(企業・自治体など)に対して環境に負荷をかけない事業活動を継続して行うように求めた国際規格。

(9) エコアクション 21

環境省が、小規模事業者を対象に、普及を進めている環境プログラム。

(10) PRTR 制度 (化学物質排出・移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register)

政令等で指定された化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中へ排出した量、又は、産業廃棄物などとして移動させた量を把握・集計・公表する仕組み。

(11) VOC(揮発性有機化合物、Volatile Organic Compounds)

トルエン・ベンゼン・ジクロロメタンなど、常温常圧で大気中に容易に揮発する化合物の総称。

7. 改訂履歴

改訂 No.	制定・改訂 年月日	改訂内容
Rev.No.0	2010.10.25	新規制定
Rev.No.1	2012.01.25	<p>P6 「梱包資材」の文言を「包装・梱包資材」に変更。</p> <p>P7 書類提出の対象品に「包装・梱包資材」を追加。 書類提出の時期に「工程変更」を追加 G 発行時の提出書類に様式-3 を追加。 G 改訂時提出書類の様式-3 を削除。 「対象品および提出時期の定義」を記載。</p> <p>P8 禁止物質の非含有遵守のお願い事項として、特別管理物質(10 物質)を特定し、含有無確認実施と弊社依頼時の資料提出を追加。 お願いしたい環境取り組み事項に「水使用量の削減」追加。</p> <p>P10 用語集に REACH 規制、GADSL、JIG を追加。 別紙 適用範囲を付属書-2 として位置付け。</p>
Rev.No.2	2014.03.31	<p>P7 【対象品および提出時期の定義】の変更。 【弊社に提出頂く書類および提出時期】の変更。 WEB 又は電子媒体による材料データを業界フォーマット(JAMP-AIS/MSDSplus)に変更。</p> <p>P10 用語集に JAMP と ISO14001 を追加。</p>
Rev.No.2.1	2015.06.09	<p>P3 調達管理責任者名変更(内容変更なし)</p> <p>P12 誤記修正</p>
Rev.No.3	2016.03.31	<p>P2 3. (3) d. NOK への連絡 を追加</p> <p>P7 【弊社に提出頂く書類および提出時期】 副資材について提出書類の要求事項を変更。 梱包・包装資材について提出書類の要求事項を一部変更</p> <p>P8 (3)d.項の追記</p> <p>P9 【お願いしたい、環境取り組み事項】の(e)項修正、(f)~(i)追記</p> <p>P10 用語集 JAMP-AIS、JAMP-MSDSplus の説明を(7)項に追加。 それにより、以下項番繰り下げ。</p> <p>P12 改訂履歴 弊社作成者、承認者の欄の削除 全ページ 誤記や不明瞭な文言の訂正</p>

Rev.No.3.1	2016.10.01	<p>P2 3.(2) 誤記訂正</p> <p>P3 調達管理室 室長→調達本部 本部長へ変更(内容変更なし)</p> <p>P7 【対象品および提出時期の定義】の表中、＜新規取引＞の定義中の誤記訂正</p> <p>P8 (3)d.(a)～(d) 文言の統一</p> <p>P10 6.用語集 (4)欧州 REACH 規則の正式名称の訂正 (5)IEC62474 の説明文の訂正</p> <p>P13 調達管理室→調達本部へ名称変更</p>
------------	------------	--

「NOKグループグリーン調達ガイドライン」に関する問合せ先

NOK株式会社 調達本部 集中調達部 TEL 03-3434-0572

NOK株式会社 品質管理室 環境管理部 TEL 0466-35-4612